

令和8年度 東成区地域公園協働パートナー事業
業務委託
募集要項（公募型プロポーザル）

東成区では、活力ある地域社会をめざし、より多くの多様な世代の住民の交流を図るため、地域資源を活かして地域課題の解決に取り組む本事業の企画提案を募集します。

この事業に応募される団体は、必ずこの「募集要項」をお読みください。

大阪市東成区大今里西2丁目8番4号 東成区役所4階
東成区役所 市民協働課【担当：木村、三村】
TEL 06-6977-9014 FAX 06-6972-2738
E-mail tn0002@city.osaka.lg.jp
URL <https://www.city.osaka.lg.jp/higashinari/>

1 業務名称

令和8年度 東成区地域公園協働パートナー事業業務委託

2 事業内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

大阪市では、複雑多様化する地域社会が抱える課題を解決するために行う公共性の高いサービスについて、行政が中心となって担うのではなく、行政や市民、地域団体、企業などさまざまな活動主体との多様な協働（マルチパートナーシップ）による取組みを進め、活力ある地域社会づくりをめざしている。

本事業は、そのような活力ある地域社会をめざし、より多くの多様な世代の住民の交流を図るため、地域公園の美観の保持等にかかる事業を、地域資源を活かして地域課題の解決に取り組む住民参加型のコミュニティビジネスの手法により実施するものである。

(2) 業務内容

本事業の具体的な業務内容については、別添「仕様書」を参照のこと。

なお、「仕様書」は基本的な業務内容を示したものであり、公募型プロポーザルによる提案を受けて仕様を追加・変更し契約締結を行うものとする。

事業予定者となった後に、追加・変更する業務内容については本市と協議のうえ定めることとする。

(3) 事業規模（契約上限額）（税込み、消費税率10%）

- ・今里西之口公園：上限 130,000 円（消費税及び地方消費税を含む）
- ・南深江公園：上限 263,000 円（消費税及び地方消費税を含む）
- ・深江公園：上限 215,000 円（消費税及び地方消費税を含む）
- ・北中本公園：上限 105,000 円（消費税及び地方消費税を含む）
- ・玉津南公園：上限 144,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

[*注 応募にあたっては、1公園又は複数の公園について応募することが可能である。]

(4) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。

(5) 履行場所

東成区地域公園（今里西之口公園、南深江公園、深江公園、北中本公園、玉津南公園）

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

(7) 市側から提供する資料、貸与品等

別添「仕様書」のとおり。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

委託料の支払いは、事業完了後、本市の検査を受けてから経費額を確定した後に支払うこととする。但し、部分払いを希望する場合は、業務の完了前に業務の出来高部分に相応する業務委託料相当額について請求することができる。

(3) 契約保証金

契約保証金	免除
保証人	不要

(4) 再委託について

ア 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

・委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、上記ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超える契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

エ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

オ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

4 応募資格

次の基準の全てに該当し、本市の参加資格審査において、その資格を認めた者は、公募型プロポーザルに参加することができる。

※ 資格審査申請は、**別表1**に掲げる書類の提出により行う。

- (1) 大阪市内に事務所を有するか、または大阪市内を活動の拠点としていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 過去2か年の消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。また、特定の公職者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。
- (5) 公募型プロポーザル参加申出時において大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (6) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- (7) 事業者が共同体を結成して申請する場合は、以下の要件すべて満たしているときに限り、可能とする。
 - ア 各事業者は、共同体の代表となる事業者（代表者）を決め、代表者が全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。
 - イ 参加申出以後、代表者及び共同体を構成する事業者（構成員）の変更は認めない。
 - ウ 構成員すべての事業者が上記（1）～（6）の基準すべてを満たしていること。
 - エ 代表者とならない事業者にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
 - オ 参加申出時に共同体の協定書の写しを併せて提出すること。
なお、協定書には、それぞれの事業者の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること
 - カ 単独で応募した事業者は、共同体の構成員となることはできない。
 - キ 各構成員は、複数の共同体の構成員となることはできない。

5 事業者選定及び主な事業スケジュール（予定）

- | | |
|-----------------|------------------|
| ・ 公募開始 | 令和8年1月27日（火） |
| ・ 質問受付締切 | 令和8年2月4日（水） |
| ・ 質問に対する回答 | 令和8年2月10日（火） |
| ・ 参加申請関係書類の提出期限 | 令和8年2月17日（火） |
| ・ 参加資格決定通知 | 令和8年2月20日（金）（予定） |
| ・ 企画提案書の提出期限 | 令和8年3月2日（月） |
| ・ プレゼンテーション審査 | 令和8年3月中旬（予定） |
| ・ 選定結果通知 | 令和8年3月下旬（予定） |
| ・ 契約締結・事業開始 | 令和8年4月1日 |
| ・ 事業完了 | 令和9年3月31日 |

6 応募手続き等に関する事項

(1) 質問の受付

質問がある場合は、質問票（様式1）に明記し、令和8年2月4日（水）午後5時30分までにEメールにて「件名」の始めに「【質問】」と明記して表紙記載のアドレスまで送信すること。口頭または電話による申し込みは受け付けない。

締め切り以降の質問は、受け付けない。受け付けた質問については、ホームページに掲載し、個別には回答しない。

(2) 参加申請書類の提出及び参加資格決定通知

ア 受付期間

公募開始日から令和8年2月17日（火）まで

午前9時00分から午後5時30分まで。

（但し、午後0時15分から午後1時00分までを除く）

イ 提出書類

別表1の書類を提出すること。

ウ 提出場所

東成区役所4階市民協働課

※メール及びFAX不可。受付後の提出書類の撤回、取消し、変更、並びに返却はできない。

※郵送の場合は、2月17日（火）必着

エ 参加資格決定通知

令和8年2月20日（金）付け（予定）でEメール又は文書により通知する。指名されなかった申出者については、その理由を付した通知書を送付する。

(3) 企画提案書類の提出

ア 受付期間

参加資格決定通知日から令和8年3月2日（月）

午前9時00分から午後5時30分まで。

（但し、午後0時15分から午後1時00分までを除く）

イ 提出書類

別表2の書類を提出すること。

ウ 提出部数

6部（正1部、副5部）または

5部（正1部、副4部）及び電子（PDF）データ（正本・副本）

※提出できる案は、1案のみとする。また、提案にかかる費用は、すべて応募者負担とする。

※副本には提案事業者名等は記載しないとともに、他に事業者名表示があれば黒塗りするなどし、提案事業者が推定できる記載は行わないこと。

エ 提出場所

東成区役所4階市民協働課まで持参又は郵送すること。

※メール及びFAX不可。受付後の提出書類の撤回、取消し、変更、並びに返却はできない。

※郵送の場合は、3月2日（月）必着

(4) 企画提案書類の注意事項

ア 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案事業者名等を記入すること。なお、提案事業者名の記載は正本のみとし、副本には記載しないとともに、他に事業者名表示があれば黒塗りするなどし、提案事業者が推定できる記載は行わないこと。

イ 期限後の提出・差し替えは認めない。（大阪市が補正等を求める場合を除く。）

ウ 提出書類に虚偽の記載をした事業者は本件提案公募の参加資格を失うものとする。

(5) 参加の無効等

提出書類に虚偽の記載をした者及び参加申請関係書類の提出期限から選定委員会開催日時までの間において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置、若しくは大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置中の者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(6) 提出書類の返却

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。なお、提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者で無断に使用しない（「大阪市情報公開条例」に基づく公開を除く）。

(7) 提出書類の不備

提出書類に不備があった場合は、審査の対象とならない。

7 選定に関する事項

(1) 選定基準

選定基準、審査・選定方法は次のとおり。

評価項目	審査内容	配点
① 事業の企画内容	<ul style="list-style-type: none">・地域コミュニティの活性化に効果があると認められるか（20点）・多くの住民の参画、多様な市民活動団体などの協働が見込めるか（20点）・当該公園の環境美化が十分に維持できるか（20点）	60
② 事業の実現性	<ul style="list-style-type: none">・計画内容が現実的かつ具体的に遂行可能であるか	15
③ 類似業務の実績	<ul style="list-style-type: none">・類似事業の取組み実績を有するか	10
④ 所要経費・ 積算見積金額	<ul style="list-style-type: none">・契約上限額に適合し、費用とその積算が妥当であるか	15
合 計		100

(2) 審査・選定方法

ア 審査にあたっては、「東成区地域公園協働パートナー事業業務委託事業者選定会議」（以下、「選定会議」）において、上記の選定基準に基づき、書類審査及びプレゼンテーション審査を実施し、全委員の平均評価点により、最優秀提案事業者を選定する。

但し、最高点の者が複数者いる場合は、企画提案における「事業の企画内容」の点数が高い方とし、これにより決定しない場合は、順に、「事業の実現性」「所要経費、積算見積金額」、「類似業務の実績」が高い方とする。

なお、評価点数が全委員の平均で60点に満たない場合は、選定対象とはしない。

イ 審査・選定は、選定会議において書類審査、プレゼンテーション審査の2段階で行う。

【書類審査】

提出された企画提案書により評価を行う。

【プレゼンテーション審査】

日 時：令和8年3月中旬（予定）

開催場所：東成区役所内（予定）

※詳細な時間や場所等については、別途通知する。

※紙ベースの資料による説明をすること。

※審査の結果については、書面で通知する。

ウ 以下の内容について、大阪市ホームページ（東成区）により公表する。

（ア）選定委員の氏名、役職等

（イ）選定会議の開催日

（ウ）審査の結果（審査項目、配点、評価点等）

（3）失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 参加資格を有しない者が提案を行うこと

イ 同一参加者が複数の提案を行うこと

ウ 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求める

エ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと

オ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること

カ 企画提案書等に虚偽の記載を行うこと

キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

ク 提出された企画提案書等が次のいずれかに該当する場合

（ア）提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

（イ）記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの

（ウ）記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

ケ プrezentation審査を欠席すること

コ 見積書に記載の額が2（3）の契約上限額を超えているもの

8 その他

（1）企画提案書等の作成に要する費用は、参加者の負担とする。

（2）本事業の提案、実施に関わり提出のあった書類は、公文書として、「大阪市情報公開条例」の規定に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

（3）本事業の収支を明らかにした帳簿や領収書等関係書類を常に整備し、これらの帳簿及び関係書類については、当該業務が完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。

（4）事業の実施報告

ア 事業の進捗状況については、本市の要請に基づき、隨時報告すること。

イ 個人情報の保管については、「大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例」に基づき、厳重に行うこと。

ウ 事業完了後に事業報告書を提出すること。

公募型プロポーザル参加申出書類一覧

応募期間：公募開始日から令和8年2月17日（火）

午前9時00分から午後5時30分まで

（但し、午後0時15分から午後1時00分までを除く）

※メール及びFAX不可。受付後の提出書類の撤回、取消し、変更、並びに返却はできない。

※郵送の場合は、2月17日（火）必着

名 称	様 式 ・ 取 扱 い 等
① 公募型プロポーザル参加申出書	様式2
② 業務実績調書	団体等の業務内容がわかるもの。パンフレット等。 様式自由
③ 登記簿謄本、又は登記事項全部 証明書	法人の場合。提出日前3か月以内に発行されたもの： 写し可
④ 申請内容確認書	様式3
⑤ 貸借対照表、損益計算書の財務 諸表又は確定申告書	
⑥ 印鑑証明書	提出日前3か月以内に発行されたもの：写し不可
⑦ 使用印鑑届	様式4
⑧ 団体目的等についての誓約書	様式5
⑨ 誓約書（暴力団等排除対策）	様式6
⑩ 過去2か年の税務署が発行する 消費税及び地方消費税の納税証 明書	提出日前3か月以内に発行されたもの：写し可 税務署の様式その3又はその3の3様式〔法人〕、またはその3の2様式〔個人〕) 非課税の場合はその旨を記載した理由書を提出すること。
⑪ 最近2か年の市町村民税並びに 固定資産税の納税証明書	提出日前3か月以内に発行されたもの：写し可 但し、営業が2年未満の者、もしくは非課税で本証明書が2か年分提出できない場合は、その旨を記載した理由書を提出すること。
⑫ 委任状	共同体での申請の場合のみ・様式7
⑬ 協定書	共同体での申請の場合のみ

※大阪市入札参加有資格者名簿に登録されている者は、③・④・⑤・⑥・⑦・⑩・⑪は省略可能。

企 画 提 案 書 類 一 覧

提出期間：参加資格決定通知日から令和8年3月2日（月）

午前9時00分から午後5時30分まで

（但し、午後0時15分から午後1時00分までを除く）

※メール及びFAX不可。受付後の提出書類の撤回、取消し、変更、

並びに返却はできない。

※郵送の場合は、3月2日（月）必着

提出部数：6部（正1部、副5部）または

5部（正1部、副4部）及び電子（PDF）データ（正本・副本）

※副本には提案事業者名等は記載しないとともに、他に事業者名表示
があれば黒塗りするなどし、提案事業者が推定できる記載は行わない
こと。

名 称	様 式 ・ 取 扱 い 等
応募申請書	様式8 代表者印を捺印のこと。
企画提案書	様式9-1から様式9-6
役員名簿	様式10 既存のものがある場合は、その写し等で可
事業概要	直近2事業年度の財産目録、貸借対照表、収支計算書、 事業報告書 何れも任意団体にあってはこれに相当する書類
定款の写し	任意団体等にあっては、これに相当する書類